

【支援金概要】

物価やエネルギー関連経費等の高騰により厳しい経営環境に置かれる市内事業者に対し、事業に要したエネルギー経費の一部を支援するため市の定める要件に該当する方に対し応援金を支給します。

【対象者】

士別市内の大企業を除く全事業者

対象外：・農林業者（別途、「農林業物価高騰対策応援金事業」がございますので、そちらをご確認ください。）
・公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者
・その他、本応援金の主旨・目的に照らして適当でないと士別市長が判断する者

【対象要件】

- ①市が求める「新たな生活様式」を実践している方。
- ②令和4年1月から10月までの期間において、前年同期間と対比しエネルギー経費（※）が増加している場合。
- ③市税の完納者。

上記の①から③の全てを満たす方。

※対象となるエネルギー経費は、**ガソリン、軽油、電気、ガス、灯油、重油等**です。その他のエネルギーを使っている場合は、対象となるかご確認ください。

【応援金額】

1 事業者あたり、上限20万円

(1事業者1回限り。複数事業を営んでいる場合も1事業者1度の支給となります。)

応援金額の積算に当たっては、対応する前年同期間との差額を計算の上、

その金額の千円未満を切り捨てた形で計算を行います。

※差額が1万円未満の場合は、支給の対象とはなりません。

計算例)

令和4年1月～10月のエネルギー経費 - 令和3年1月～10月のエネルギー経費
1,987,652円 - 1,822,345円 = 165,307円

応援金額：165,000円 (千円未満切り捨て)

【支給要件】

- 今後も事業を継続する意思のある方。
- 本応援金申請時まで以下の取り組み実践する方。
(「新たな生活様式(北海道スタイル)」に基づく)

- ・ スタッフのマスクの着用や小まめな手洗いに取り組む
- ・ スタッフの健康管理を徹底する
- ・ 施設内の定期的な換気を行う
- ・ 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行う
- ・ 人と人の接触機会を減らすことに取り組む
- ・ お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかける
- ・ 店内掲示やホームページなどを活用し、店舗の取り組みをお客様に積極的にお知らせする

【申請期間】

申請期間 **(2022)** **(2023)**
： 令和4年11月10日から令和5年1月31日

【申請書類】

必要書類は以下のとおりです。法人・個人事業主で一部提出書類が異なります。

《個人・法人共通》

- ①エネルギー価格高騰対策応援金申請書（市所定）
- ②誓約書（市所定）
- ③エネルギー経費確認書類添付用紙および各種エネルギー経費領収書の写し
- ④通帳の写し（振込先の確認のため口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページ）
- ⑤市税完納証明書

《個人事業主》

- ⑥直近の
所得税の確定申告書の写し
 （青色申告の場合は、所得税青色申告決算書
 も含めて提出下さい）

《法人》

- ⑥直近の
法人税の確定申告書（別表一）及び
 法人事業概況説明書の写し

※個人事業主で、該当年度において「市町村民税・特別区民税・都道府県民税」を申告をしている方については、

- ・ 該当する「市町村民税・特別区民税・都道府県民税」の申告書類の写し
- ・ 開業届の写し ・ 店舗等の外観・内観写真 を提出してください。

※**新規開業者の方**は、特例により対象となる場合がございますので、商工労働観光課までご確認ください。

※**申請書類等については市HPよりダウンロードし印刷してください。**

また、印刷が難しい場合には、下記住所にて印刷したものを配布しています。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し提出。**令和5年1月31日必着。**
 なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力郵送での提出にご協力ください。

【支給の決定】

- (1)申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは応援金を支給します。**応援金は申請書確認後、順次支給する予定です。**
- (2)申請書類の審査の結果、本応援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。
- (3)審査の結果、本応援金を支給しない旨を決定したときは、後日、不支給に関して通知します。
※申請書類を確認する中で、不明な点などがあれば、電話等により内容を確認させていただくことがあります。

【その他】

- (1) 本応援金の支給決定後、事業者が申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本市応援金の支給決定を取り消します。この場合、事業者が応援金の返還を求めるとともに、事業者の名称や代表者氏名を公表することがあります。
- (2) 本応援金の支給に際し、必要に応じ各種感染対策の確認や営業状況の確認のため、事前に連絡なく事業所を訪問する場合があります。
- (3) 事業者が下記に該当する場合は、応援金の支給対象となりません。
 - ①事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に自主的に関与していると認められる。
 - ③役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
 - ④事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している認められる。
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- (4) 申請書類に記載された情報を、公的機関（税務当局、警察、保健所等）に提供する場合があります。

《申請書提出先・問合せ先》

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地 士別市役所第2庁舎（新庁舎向かい）

士別市経済部商工労働観光課

TEL：0165-26-7137 FAX：0165-22-2478

受付時間 月～金 8：30～17：15

